1002-14-02

一般社団法人日本原子力学会

再処理・リサイクル部会　部会賞表彰細則

平成28年9月7日　第31回再処理・リサイクル部会運営小委員会承認

（目的）

第１条　本細則は「再処理・リサイクル部会規約」第1条，第3条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」（0110）第1条に基づき，再処理・リサイクル部会部会賞（以下，「部会賞」という）について定めることを目的とする。

（趣旨）

第２条　原子力における再処理・リサイクル分野の発展や進歩をうながすことを目的として，この方面において顕著な貢献をした個人またはグループに対し，部会賞を贈呈する。

（表彰の種類）

第３条 部会賞に下記賞を設ける。

（１）再処理・リサイクル部会功績賞：再処理・リサイクル分野において幅広くかつ顕著な貢献のあった個人が対象。

（２） 再処理・リサイクル部会業績賞：再処理・リサイクル分野において顕著な学術または技術上の業績のあった個人またはグループが対象。

（３）再処理・リサイクル部会優秀講演賞：再処理・リサイクル分野に関する，学会または再処理・リサイクル部会が主催もしくは共催する行事での優れた口頭発表，ポスターセッションでの発表が対象。２　部会賞受賞者は，原則として再処理・リサイクル部会員とする。ただし、学生については、部会員であることを要しない。

（表彰小委員会）

第４条 部会賞選考のために，再処理・リサイクル部会表彰小委員会（以下，「表彰小委員会」という）を設置する。

２　表彰小委員会委員長は部会長の指名により，部会全体会議（電子メールでの会議も含む）もしくは運営小委員会において承認する。

３　表彰小委員会委員は表彰小委員会委員長が選任し，部会運営小委員会において承認する。ただし，委員名は公開しない。

（選考手順）

第５条　部会賞選考手順については以下に定める。

２　表彰小委員会は部会メーリングリストおよび部会ホームページに公告し，毎年度4月1日から1月31日までの期間，受賞候補者の推薦を求める。

３　部会員は自薦または他薦により受賞候補者を推薦することができる。

４　部会員は受賞候補者を推薦する場合，授与すべき部会賞の種類，推薦理由等を記載した推薦書1通を表彰小委員会へ送付する。

５　表彰小委員会に推薦されたそれぞれの受賞候補者について、表彰小委員会で審議し、表彰小委員会委員長が決定する。ただし，受賞候補者および推薦者は表彰小委員会委員になることはできない。表彰小委員会委員長もしくは表彰小委員会委員が受賞候補者の共同研究者である場合、部会長が該当者を代行する。

（表彰時期）

第６条 再処理・リサイクル部会功績賞および再処理・リサイクル部会業績賞については，「春の年会」における部会全体会議において表彰する。

２　再処理・リサイクル部会優秀講演賞については，適宜表彰をおこなう。

３　表彰は「表彰状」を授与し，副賞を贈呈する。

（その他）

第７条 本細則に規定されていない事項については，運営小委員会において協議する。

（選考結果報告）

第８条　表彰決定後，選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

（改定）

第９条　本細則の改定は，運営小委員会の発議に基づき，部会全体会議で審議し，部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

１　平成24年3月21日　第21回再処理・リサイクル部会全体会議改定，同日施行

２　改定履歴

　　①　平成17年12月1日　「日本原子力学会　再処理・リサイクル部会　部会表彰規程」として第7回部会総会制定

　　②　平成24年3月21日　学会管理下の内規に変更　第21回再処理・リサイクル部会全体会議改定

　　③　平成27年3月22日　第28回再処理・リサイクル部会全体会議改定，平成27年4月24日　部会等運営委員会メール報告，平成27年5月21日　第8回理事会報告

　　④　平成28年9月7日　「再処理・リサイクル部会部会賞表彰細則」に変更　第31回再処理・リサイクル部会運営小委員会承認，平成28年9月7日　第31回再処理・リサイクル部会全体会議報告，平成29年3月15日　部会等運営委員会メール報告，平成29年3月21日　第7回理事会報告

附則

１　平成27年3月22日承認の内規は，再処理・リサイクル部会全体会議承認の日から施行する。

２　平成28年9月7日承認の細則は，再処理・リサイクル部会運営小委員会承認の日から施行する。